

宮古島市総合博物館運営方針

宮古島市総合博物館（以下「博物館」という。）は、宮古諸島（以下「宮古」という。）の歴史、民俗、芸術、自然科学等を扱う総合博物館として平成元年に開館しました。

博物館は、次の運営方針に基づき、宮古の歴史、民俗、芸術、自然科学についての資料を収集し、保管するとともに、調査研究を行い、それらの成果を展示や教育普及等の活動とおして、市民が郷土に関する理解を深め、郷土愛を育む機会を提供するとともに、宮古の貴重な資料を次の世代へ継承します。

資料の収集及び保管

- （１）宮古の歴史、民俗、芸術、自然科学（以下「４分野」という。）に関する資料の全てを収集の対象とし、適切な保管に努め、次の世代に継承します。

調査研究

- （２）４分野に関する調査研究に取り組みます。
- （３）県内外の大学等の研究機関及び研究者の調査研究に協力、連携します。
- （４）調査研究の成果は、紀要等で発表するほか、展示及び教育普及活動に反映します。

展示

- （５）「宮古の自然と風土」を基本テーマとした展示を常設します。
- （６）市民の郷土愛の醸成、市民の知的好奇心を満たすため、４分野について様々なテーマを設け、各分野を掘り下げた専門性の高い内容の企画展や市民のニーズを踏まえた企画展を開催します。
- （７）戦争の記録・記憶を後世へ繋げ、市民や次世代を担う子どもたちの平和意識の高揚を図るため平和展を開催します。

教育普及活動

- （８）講演会やワークショップ、市内の小学４～６年生を対象とした「子ども博物館講座」等の事業を展開します。
- （９）収蔵資料及び宮古に関するレファレンスサービスを行います。
- （１０）学校への出前授業や講話等、教育機関と連携した活動を行います。
- （１１）職場体験等を積極的に受け入れ、地域子ども達に学芸員や博物館の仕事を体験する機会を提供します。

関係機関等との交流及び連携

(12) 各種の博物館連携組織等に参画し、相互の交流を深めます。

(13) 地域の関連施設、関係団体との連携を図ります。

事業運営

(14) 誰もが利用しやすい博物館を目指した事業運営及び施設整備を行います。

(15) 学芸員、職員、その他スタッフの協力のもと、創意工夫をこらした各種事業を運営します。

情報発信

(15) さまざまな媒体や機会を活用して博物館活動を広く周知します。

(16) 博物館の収蔵資料等に関するデジタルアーカイブの継続的な運営・公開・拡充をすすめます。

運営方針の見直し

(17) 本方針は、社会の変化や市民のニーズに対応するため、定期的に見直し、改定を行います。